

令和 6 年 6 月 7 日

令和 6 年度 足立区地域自立支援協議会 くらし部会活動計画書（案）

<部会の目的>

区内の様々な事業所、関係団体の担当者に参加いただき、障がいのある方が地域でくらし続けるためにはどうしたらよいか、課題を共有し、意見交換を図る。

<今年度の重点課題>

1 高齢化の課題

高齢化（障がいのある方・ご家族・介助者・事業所の職員等）の課題について様々な面から現状を把握し、対策の共有・検討を行う。

2 事業所等への情報提供

区内障がいサービスに関連する情報等の提供。

<開催予定>

1 第 1 回 7 月 9 日（火） 14：00～16：00

2 第 2 回 10 月 1 日（火） 14：00～16：00

3 第 3 回 1 月 28 日（火） 14：00～16：00

令和6年6月7日

令和6年度 足立区地域自立支援協議会 はたらく部会活動計画書（案）

<部会の目的>

障がいのある方が、その人らしい働き方を実現できる地域づくりを目指した、地域連携及び地域資源開発のあり方を検討する。

<今期及び今年度の重点課題>

働き方の多様化や法改正といった外的環境の変化に伴い、働くことを希望する障がいのある人や雇用を検討する事業主に対して、適切な情報提供や支援が行えるよう、情報の共有及び整理を行う。また、障がいのある人の就労支援を行う関係者全体の支援の質の向上を目指し、具体的な取り組みを進める。

<今後の予定>

上記の課題について、情報の共有や協議を行う。また、具体的な取り組みを進めるために、ワーキンググループでの活動も検討する。

第1回	7月30日（火）	15：00～17：00	あしすと5階ホール
第2回	10月22日（火）	15：00～17：00	あしすと5階ホール
第3回	1月21日（火）	15：00～17：00	あしすと5階ホール

令和6年6月7日

令和6年度 足立区地域自立支援協議会 こども部会活動計画書（案）

<部会の目的>

さまざまな立場からこどもの支援にかかわっている足立区内の15の機関・団体関係者が一堂に会し、区内の子どもの置かれている状況の共通理解と情報共有、更には課題の共有を図る。また、そこから建設的かつ具体的に関係者が単独あるいは協働してやるべきこと、やれたら良いことを考え、行政に向けての提案などに繋がる協議・議論を多面的かつ具体的に展開する場とする。

<今期及び令和6年度の重点課題>

- (1) 各機関の活動内容等について情報共有し、「横の連携」をテーマに、顔の見えるつながりについて検討していく。
- (2) 部会の会場を委員の所属機関で実施することで施設を理解し、より深い議論につなげていく。

<今後の予定>

- (1) 第1回 6月25日（火）
各機関が一堂に会し活動内容などの情報共有を行い、現状の「横断的な連携」についての課題について話し合う。
- (2) 第2回 月
課題についての対応策について意見を出し合う。その中で各機関としてできる支援や、連携できることについて考える。
- (3) 第3回 月
第2回の話し合いを更に深めていき、次年度を見据えて協議の内容を整理する。

令和6年6月7日

令和6年度 足立区地域自立支援協議会 相談支援部会活動計画書（案）

＜部会の目的＞

障がい児・者が地域で安心・安全な生活を送るために必要な、相談支援に関する諸課題を検討・整理し相談支援体制をより充実させるとともにその仕組みづくり等について検討する。

＜今期及び今年度の重点課題＞

- 1 相談支援の視点から足立区の地域の強みと課題を抽出する。
- 2 相談支援体制や機能充実のため、各種団体との連携のあり方を協議する。
- 3 相談支援従事者の資質向上の取り組みについて協議する。

＜今後の予定＞

第1回 令和6年7月11日(木) 10時から12時

重層的支援体制について情報共有

その他情報共有

第2回 令和6年8月28日(水) 14時から16時

相談支援従事者の資質向上の取り組みについて

その他情報共有

第3回 令和7年1月以降で実施予定

今年度のまとめ（成果物の確認と取り扱い）

次年度の協議内容検討

その他情報共有

令和6年6月7日

令和6年度 足立区地域自立支援協議会 権利擁護部会活動計画書（案）

<部会の目的>

「地域における障がい者の権利擁護に関する連携と調整」を目的に、障がい者の権利擁護支援に関する事例や事案について、関係者と情報を共有する。また、障害者差別解消支援地域協議会の機能を兼ね、差別の解消や合理的配慮について協議する。

成年後見制度等の権利擁護支援の促進、障がい者の虐待防止と早期発見のための連携体制の構築を目指す。

<今期及び今年度の重点課題>

（１）障がいのある方の権利に関する現状の把握と今後の計画

権利擁護支援は多岐にわたる。意思決定支援等障がいのある方のニーズの実現、権利侵害等の現状を把握するとともに、権利擁護に関する施策の動向やトピック、各団体、事業所、区の現状や課題、計画などを共有し、情報を整理する。

（２）障がい者の差別の解消及び合理的配慮について

「障害者差別解消法」の改正により、民間事業者における合理的配慮の提供が義務化された。この提供に向けて、障がい特性への理解を深める取り組みや効果的な相談体制の在り方を検討する。

（３）成年後見制度・権利擁護支援の促進について

中核機関による事業所職員向けの講座の取り組みにより、実際、制度利用に結び付いた事例等を取り上げ、取り組みの現状と課題、今後について検討する。

<今後の予定>

第1回部会 令和6年7月31日

権利擁護等にかかるアンケート、委員の所属する団体、事業所の活動や課題・トピックの共有

第2回部会・第3回部会

第1回の協議内容を踏まえて、障がい者の差別の解消や合理的配慮、成年後見制度・権利擁護支援の促進について更に深く議論する。

令和6年6月7日

令和6年度 足立区地域自立支援協議会 精神医療部会活動計画書（案）

<部会の目的>

精神障がい者の支援に関する連携及び調整

<今期及び今年度の重点課題>

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」（にも包括）に向けた協議及び情報共有

<今後の予定>

- （1）令和5年度から精神障がい者が地域で生活ができるよう、生活基盤の整備及び支援体制の構築を図るため、長期入院者への調査を開始しており、令和6年度は以下の通り、個別状況調査の継続と入院患者へ対面でのヒアリングを予定している。
 - ① 1年以上の長期入院患者に対し、退院が難しい（地域移行できない）要因を医療機関等と連携して調査
 - ② ①の調査結果から対象者を抽出し、個別ヒアリング
- （2）今年度は、福祉部のみならず住宅課等の関係する所属へ協力依頼を行う予定であり、入院調査の結果を踏まえながら、精神障がい者を支援する体制を広げていく。

足立区障がい者ケアマネジメント評価会議について

1 足立区障がい者ケアマネジメント評価会議について

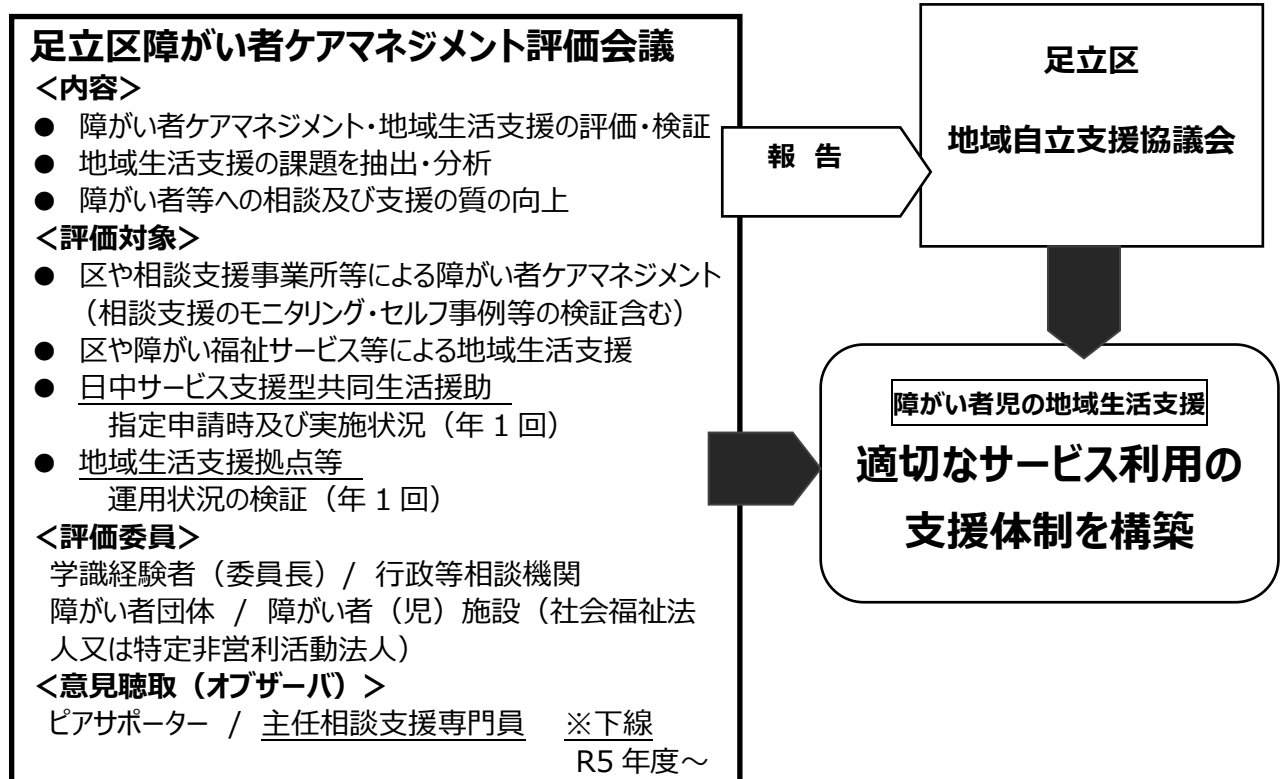
足立区障がい者ケアマネジメント評価会議（以下「評価会議」）は、**障がい者児の適切なサービスの利用を支援する体制を構築すること**を目的としています。足立区では、平成15・16年度に「東京都支援費制度利用援助モデル事業」の指定を受け、その一環として評価会議を行い、平成17年度に区の事業として評価会議を試行し、平成18年度から本格実施しています。

2 令和6年度の実施計画（案）

令和5年度からは、評価会議の対象や方法について、足立区の相談体制や地域資源の現状に即し、次の通り整えて実施しています。

- ・ 「日中サービス支援型共同生活援助」や「地域生活支援拠点等」の事業を評価対象に追加
- ・ 主任相談支援専門員からの意見聴取の仕組みを追加

なお、国の基準や指針において、「日中サービス支援型共同生活援助」や「地域生活支援拠点等」の評価は、自立支援協議会等で行うものとされているため、足立区では、「評価会議」を自立支援協議会に準ずるものとして位置づけています。



【令和6年度予定】

第1回 地域生活支援拠点等の検証	7月24日（水） 13：30～
第2回 相談支援	9月25日（水） 13：30～
第3回 日中サービス支援型共同生活援助の報告	12月4日（水） 13：30～
第4回 相談支援	1月予定

3 内容について

(1) 地域生活支援拠点等の検証

国の第7期障害福祉計画に係る基本指針において、「地域生活支援拠点等の機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする」とされています。

足立区においては、拠点等の5つの機能を担う拠点担当者会議を年4回程度開催し、支援状況を共有し課題を把握しています。評価会議においては、拠点担当者会議で明らかになった状況・課題を検証し、「地域生活支援拠点等の機能充実に向けた運用状況の検証及び検討の手引き」（R4年3月）等を参考に必要な機能および運営の8つの評価軸に沿って、評価を実施していきます。

評価軸

必要な機能：

- (a)【要支援者の事前把握及び体制】 (b)【相談機能】 (c)【緊急時の受け入れ・対応】
(d)【地域移行のニーズ把握】 (e)【体験の機会・場の確保】 (f)【専門的人材の確保・養成】

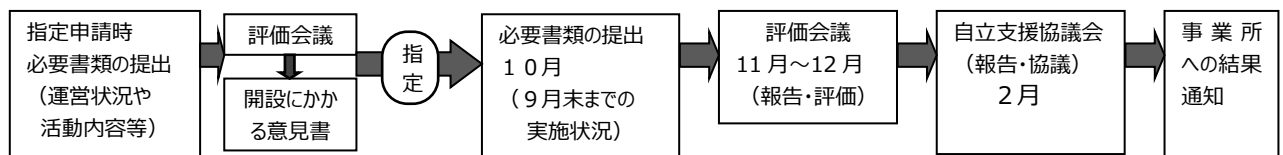
運営：

- (g)【地域の体制づくり】 (h)【地域生活支援拠点等の運営状況】

(2) 日中サービス支援型共同生活援助の報告・評価

日中サービス支援型共同生活援助は、障がい者の重度化・高齢化に対応するために創設されました。本事業は、短期入所を併設し、地域で生活する障がい者の緊急一時的な宿泊の場を提供することとされており、施設等からの地域移行の促進及び地域生活の継続等、地域生活支援の中核的な役割を担うことが期待されています。また、地域に開かれたサービスとすることにより、サービスの質の確保を図る観点から、事業指定の申請時及び定期的に年1回以上、自立支援協議会等から評価を受け、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないとされています。

足立区では、令和4年9月にはじめて1事業所（2ユニット）が開設されました。評価会議を自立支援協議会に準ずるものとして「報告・評価を行う協議会等」に位置付け、事業指定時の評価を行うとともに、「日中サービス支援型共同生活援助事業実施状況等報告書・評価シート」（足立区様式）にて実施状況の評価を年1回行っています。



※ 翌年度以後も

(3) 相談支援のモニタリング・セルフ事例等の検証

計画相談支援等は障がい福祉サービス等の支給決定の際に勘案されるサービス等利用計画案を策定する極めて公共性が高く、中立公正が求められる事業です。その質の維持・向上と地域の相談支援体制の充実・強化に向けて相談支援のモニタリング検証を行います。

検証は、支援者支援の視点を大切に取り組みます。また、検証による効果を高めるため、どのような観点で検証する事例を抽出するか、検証結果等をどのような形で各相談支援事業所等へ還元するのか、といった点については、「基幹相談支援センター等における市町村によるモニタリング結果の検証手法等に関する手引き」（令和2年3月）等を参考に、区内の主任相談支援専門員と打合せをしながら進めていきます。

足立区においては、相談支援専門員の不足等の状況により、計画相談が十分いきわたっていないため、セルフ事例についての取り組みも考えていきます。